

1 意見の件数

35件（11人，1団体）

提出方法：FAX：4人 電子メール：1人，1団体 電子申請：6人

2 県民意見（パブリックコメント）の内容と対応について

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第1章 総論	1	I 4 計画の基本的な方向 「意思決定の支援」とありますが，具体的な取組が示されていません。具体的な施策を示してください。区市町及び事業所への啓発・研修を実施する必要があるのではないのでしょうか。	厚生労働省障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づき，障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう，市町等へ周知するとともに，事業所従業者や相談支援従事者等に対し，研修などを通じて啓発を行っているところであり，引き続き意思決定支援の普及に努めてまいります。	P2
	2	I 6 計画の点検・評価 現行計画に対する点検・評価も本計画に取り入れるべきではないか。点検・評価が分かると広島県障害者施策推進協議会等で整理された課題がどのように施策に反映されているか分かりやすい。第5章の見込量には，市町による格差が大きいところがある。サービス量が少ないのは，ニーズが少ないのか，ニーズに応えるだけの事業所がないのか等の点検・評価をしないと市町格差は無くならない。（同趣旨の意見2件）	広島県障害者施策推進協議会等において，現行計画の成果目標，障害福祉サービス等の実績や課題等について報告し，それに対する協議会での議論等を踏まえて，計画を作成しています。 また，計画の策定に当たり，県は，必要な基盤整備等，サービスの提供体制の確保に資するよう広域的な調整を行ったところ。さらに，計画の推進に当たり，県内どこでも必要なサービスが提供できるよう，市町への助言や事業所等整備の支援をしていきます。	P3
	3	広島県障害者施策推進協議会に出席することができない委員は交代してほしい。行政の首長などが出席が難しい場合は，障害者施策担当の部課長等を充てる方がよいのではないかと。	広島県障害者施策推進協議会は，県障害者計画（障害者プラン）や県障害福祉計画・障害児福祉計画に関して，施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議することとなっており，幅広く協議いただくため，障害者，障害者団体，学識経験者，行政などの関係者を委員に任命しています。 委員の改選時に，出席状況等も踏まえながら，選任について検討します。	P3
	4	II 区域の設定 県内同一的な計画になっているが，都市部とそうでないところでは課題が違うのではないかと。圏域で捉えるとあまりにも面積が広すぎる。	障害福祉サービス等の提供に当たっては，障害者が生活する市町を基本的な単位とし，広域的な整備が必要な事業については，内容やニーズに応じて，圏域等の広域的な単位を設定し，サービス提供体制づくりを進めます。 また，市町の状況把握に努め，市町や関係事業者等との情報共有，連携を図りながら，地域の課題解決に取り組んでまいります。	P4
	5	IV 3 情報保障の強化 情報保障の強化について，市町のホームページのトップページにパブリックコメントへすぐ行けるリンクを貼るよう働きかけてほしい。	パブコメについては，県内の全ての市町で実施しています。実施に当たっては，各市町において，窓口やホームページ等での閲覧など，見やすく分かりやすい方法となるよう努めています。	P8
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	6	II 1 障害への理解の促進 すでに差別解消法が実施されている現状で全く触れていないのはいかがか。積極的に市町並びに事業者への啓発を行うべきではないか。そのためには当事者の意思決定支援についても関係者への啓発研修を実施すべきではないか。	障害者差別解消法の周知のため，会議，研修，講演，出前講座等のあらゆる機会を利用し，市町や事業者への障害者差別解消法の普及啓発に取り組むこととしており，必要に応じて意思決定支援の周知を行ってまいります。	P16
	7	障害への理解の促進の具体的な取り組みで，障害者団体や町内会などが行う企画への助成制度を設けていただきたい。	障害に対する理解の促進に向けては，あいサポート運動の中で，小・中学校，高校，企業，団体等へ出前講座等を実施しており，「あいサポートリーダー」，「就労支援リーダー」の養成・登録し，これらリーダーを活用した地域，企業内での研修や活動支援を行うこととしております。	P16

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	8	より積極的に権利擁護、差別解消を進めるため、実行性のある条例を制定すべき。	平成28年4月から施行されている障害者差別解消法の円滑な施行を優先することとしており、あらゆる機会を利用し、法律の普及啓発に取り組んでいるところです。	P16
	9	土砂災害や地震に対する対策等について、事業所への指導・助言のほかに、県として消防等との連携についても施策を進めてほしい。	水防法・土砂災害防止法の改正（平成29年6月19日施行）により、市町地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた障害福祉サービス事業所などについては、避難確保計画を作成して市町長へ報告すること及び避難訓練の実施が義務化されたところです。 県及び市町の関係部局が連携し、該当する施設の事業者に対し、適切な指導助言等、支援を行ってまいります。（実地指導時に計画の点検等を行います。）	P18
	10	「あいサポートプロジェクト」は、従来からの障害者理解や雇用促進のための施策を言い換えただけであると考え。個人の心がけや態度や表面的な配慮の問題に問題をすりかえる「あいサポートプロジェクト」はすぐに終了して、社会に根強く残る差別意識や社会参加を阻む障壁を除去するための施策を推進すべき。	本県では、平成23年10月からあいサポート運動に取り組んでおり、これまで、あいサポーターだけでなく、研修講師、地域活動支援を行う「あいサポーターリーダー」、「就労支援リーダー」の養成・登録や「あいサポート企業・団体」の認定、表彰等に取り組んでいるところです。 平成28年4月から施行されている障害者差別解消法と相まって、県民の障害への理解や障害者への配慮、支援等が進みつつあり、また、平成29年度から新たにヘルプマークとヘルプカードの無償配布を開始しており、引き続き、あいサポート運動の推進により、障害に対する差別、偏見や社会的障壁等の除去に取り組んでまいります。	P18 ～ P19
	11	II 2 保健、医療の充実 発達障害のある人が歯科の治療をするため、全身麻酔が行える総合病院を増やして欲しい。	障害児（者）の専門的な治療機能を有する広島口腔保健センター（広島市東区二葉の里）において、全身麻酔下での歯科治療を受けることができます。 当センターを活用した研修等により、今後も障害児（者）の専門的治療等に対応可能な歯科医療機関の整備を進めてまいります。	P20
	12	発達障害の二次障害として診てもらえる精神科を公表してほしい。	県のホームページに発達障害の診療を行っている医療機関の情報を公表しており、その診療科目の欄に「精神科」や「児童精神科」、また診療領域の欄に「発達障害に併発している精神障害」に○を表記しておりますので、御確認ください。	P23
	13	発達障害者が集団で活動できる事業を作ってほしい。	発達障害者は特性上、個別支援が多くなる傾向にあります。集団活動によりコミュニケーションスキルを高められるよう、個別、集団を組み合わせさせて支援する障害福祉サービス事業所もごさいます。今後とも市町、事業所職員等を対象に発達障害の特性に配慮した支援スキルの向上を図る研修を実施するなど、発達障害者の自立と社会参加へ向け支援の充実に取り組んでまいります。	P23 P38
	14	II 3 地域生活の支援体制の構築 障害福祉サービスの申請様式を県内で統一化してほしい。枚数も多く利用者が記入する箇所も多い。	市町の実情に応じて様式等作成されているものであり、障害者がサービスを利用しやすい利便性の向上に留意するよう、市町に働きかけてまいります。	P25 P26
	15	障害福祉サービスの自己負担を廃止してほしい。	指定障害福祉サービス等に係る負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令に規定されております。 いただいたご意見を踏まえ、国への要望等対応を検討してまいります。	P25 P26

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	16	就労系事業所の利用日数制限を廃止してほしい。	ご意見をいただいた内容は、支給量に関するものであり、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングにおいても意見として提出されております。 国による制度対応状況等を踏まえ、県としての対応や取組等について検討してまいります。	P25 P26
	17	障害福祉分野の相談支援専門員等と介護保険分野の介護支援専門員等の状況共有や連携、的確なバトンタッチを強める方向性が述べられているが、両制度は成り立ちや目的等が違うため、障害者には不安がある。 希望する障害者には、介護保険利用を強制することなく、障害福祉サービスを利用し続けられるようにすべき。	障害者総合支援法において介護保険優先の原則が規定されていますが、一律に介護保険が適用されるのではなく、障害者の個別の状況に応じ、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取ることが可能かを判断するとともに、市町村が適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能とされています。 各市町において、介護保険制度の適用が強制されることなく、障害者が必要とする障害福祉サービスが提供されるよう、市町に対して周知を図ってまいります。	P25 P26
	18	障害児・者の相談支援や障害支援区分認定調査などを行う福祉サービス利用支援員の応募の資格要件に介護支援専門員が含まれている市町が多い。 まずは行政機関自らが介護保険制度と障害福祉制度の原理的な違いを理解して、障害福祉施策担当者・従事者の専門性を確保すべき。	県においては、市町会議等において、介護保険制度や障害福祉制度について説明、研修を行っているところであり、また、相談支援従事者初任者研修においては、介護保険制度についても研修を行っています。 引き続き、県の担当職員はもとより、会議、研修等において、市町の担当職員の資質の向上や専門性の確保に向けて取り組んでまいります。	P25 P26
	19	障害福祉サービス等の確保のため、「事業者の参入を促進」「共生型サービスの参入を促進」とか「市町や関係機関、関係事業所等と連携を図る。」とあるが、促進する具体策を示してほしい。事業者の参入だけではなく、人材確保の課題、そのための報酬の増額まで踏み込んでほしい。これは、「地域生活を支えるサービス等」にも当てはまる。(同趣旨の意見1件)	事業者の参入を促進するためには、人材確保に向けた取組も必要不可欠であると考えており、38頁の後段に記載しております人材確保に向けた取組と並行して進めてまいります。 また、平成30(2018)年度の障害福祉サービス等報酬改定による福祉・介護職員に対する処遇改善の効果なども踏まえ、福祉現場の実態に即した施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望してまいります。	P26
	20	居住系のサービス基盤の整備に関して、グループホームの整備の促進だけではなく、一人暮らしを希望されている方への取り組みについての方向性を示してください。 グループホームの整備が進まないのは、場所だけではなく職員確保と収支も課題。	平成30年度から、新たに「自立生活援助」が実施されます。当該事業を利用していただくことにより、一人暮らしを御希望の方々への支援ができるものと考えております。このため、事業実施に向けて、各指定障害福祉サービス事業者等へ当該事業について周知するなど、事業者の確保に努めてまいります。 なお、職員確保につきましては、38頁の後段に記載しております人材確保に向けた取組を行ってまいります。	P28
21	地域での生活を重視する上からも、地域課題は地域での理念のもと自立支援協議会の役割をもっと明確にすべきではないか。	障害者等の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、地域の様々な機関が共通の目的に向けて情報を共有し、具体的に協働することが必要となります。 このため、市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ることとしております。	P29	

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第2章 住み慣れた地域での安心した生活を支援します	22	サービス利用申請に添付する利用計画案について、障害者の自己決定の尊重の理念を踏まえ、相談支援専門員が作成するプランだけでなく、障害者自らが作成するセルフプランも積極的に評価し、否定的に扱ったり、相談支援による計画案作成を強制するようなことはすべきではない。	セルフプランについては、相談支援専門員によるモニタリングが行われず、障害者に対応した適切な障害福祉サービスの提供や権利擁護等の視点からの専門的な関与ができませんものとなっています。 身体障害者など、本人の自己決定によりセルフプランを作成されている事例もありますが、地域の相談支援体制が不十分なため、市町において、安易にセルフプランを進めている状況も見受けられますので、本人の意向に沿う障害福祉サービスが提供されるよう、市町へ助言をしまいたします。	P29 P30 P38
	23	第三者委員の利用者への周知などを含めて、苦情解決制度が、適正に運営されているかの検証が必要ではないか。(同趣旨の意見1件)	苦情解決制度は、虐待防止対策のツールの一つとして、重要と考えており、実地指導等において、適正に運用されているか確認するとともに、当該制度の実効性が確保されるよう指導しているところです。 利用者や家族の中には、支援を受けている施設・事業所への遠慮から、不適切な対応を受けても利用する施設・事業所に直接苦情を言いにくい人もいるため、市町障害者虐待防止センターや相談支援事業所に相談することや、県社会福祉協議会の運営適正化委員会などの苦情解決制度等を活用することについても、利用者に周知するよう事業者に指導しているところです。	P33 ～ P35
第3章 経済的自立と社会参加を促進します	24	II 1 自立と社会参加の促進 今回の報酬改定で就労継続支援 B 型では平均工賃によって報酬単価が変わることになったが、優先調達について、行政による調達が難しい場合、企業・民間団体への情報提供も含めて、就労継続支援、生産活動を行っている生活介護への物品および役務の調達の推進が実効性のあるものにしてほしい。	優先調達方針については、県全体で方針を共有、周知し、優先調達の執行体制を確立するとともに、事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し、県ホームページ等により情報提供、広報等を行ってまいります。また、共同受注窓口の機能強化等にも取り組んでまいります。	P44 ～ P47
第4章 障害児の健やかな育成を支援します	25	II 1 障害児の健やかな育成の支援 中山間等の地域より特別支援学校を利用する場合、送迎等での過重な負担がかかっているのではないかと。それは教育の機会均等を損なっていないか。	特別支援学校では、自力通学ができない児童生徒の通学手段の一つとして、各地域から学校へのスクールバス（無償）を運行しています。また、通学に経済的負担が生ずる場合には、特別支援教育就学奨励費により支援をしています。 これらにより、教育の機会均等を確保できていると考えています。	P71 ～ P73
	26	特別支援学校や児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障害のある子どもを集める特別な場・サービスばかり充実させるのは、差別であり間違い。インクルーシブ社会を目指すのが障害者権利条約や障害者基本法の目的である。一般の学校・幼稚園・保育園等へ障害のある子どもが当たり前に入っていけるようにすべき。	引き続き、児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要なサービスの確保に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、保育所等訪問支援を利用できる体制の整備や保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受入れ体制の充実等を図ってまいります。 特別支援教育は、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものと考えています。 そのため、本人の教育的ニーズに基づき、本人・保護者の意見、専門家の意見などを踏まえ、どこで学ぶことで十分な教育が受けられるかを総合的に判断して、市町教育委員会が就学先を決定しています。	P73 P74

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第5章 障害福祉サービス等の見込み等	27	<p>Ⅱ 2 障害福祉サービス等の見込み量（圏域別，市町別） 海田町の「訪問系サービス」の見込み人数について、2018年度は45人、2019年度は76人、2020年度は79人となっています。 2018年度から2019年度の大幅の増の理由を明らかにしてください。</p>	<p>町から県への報告数値が誤っていたため、次のように修正します。 「平成30(2018)年度：<u>32人/月</u>，平成31(2019)年度：<u>35人/月</u>，平成32(2020)年度：<u>37人/月</u>」</p>	P84
第6章 資料	28	<p>Ⅲ 3 障害福祉サービス等の種類と内容 「居宅介護」の説明について、「自宅で、入浴、排せつ、食事等を行う」とあるが、これは身体介護のみの事なので、家事援助（掃除、洗濯、食事作り）や通院等介助（通院、公的手続き等）についても記載してほしい。情報は正確に伝えてほしい。これも啓発の一つだと考える。</p>	<p>意見を踏まえ、次のように修正します。 「自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行います。」</p>	P143
概要版	29	<p>1 自立と社会参加の促進 「<u>手話通訳者など意思疎通支援を行う人の派遣事業が・・・</u>」を「<u>意思疎通支援者の派遣事業が・・・</u>」に修正してほしい。手話のできない障害者も多数いる。障害者差別解消法により、いろんな障害者への合理的配慮が必要である。</p>	<p>概要版には、全体版にない表記を例示（手話通訳者）として加えたものですが、<u>全体版に合わせた記載に統一します。</u></p>	概要 P9
	30	<p>3 県地域生活支援事業等の各年度別実施見込み 要約筆記者派遣事業について、平成30年度～32年度まで各65人としているが、65件の間違いではないか。（同様の意見1件）</p>	<p>御意見を踏まえ、次のように修正します。 「手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の各年度の実施見込みの単位について、「<u>利用件数</u>」に修正」</p>	概要 P12

注) 同趣旨の意見が複数ある場合は、まとめて記載しています。
頁番号は、パブリックコメント募集時の計画案のものです。